

平成 29 年（2017 年）年頭所感



## 施行の年 より強く、より地域に近い存在へ

全国小売酒販組合中央会  
会長 坂田 辰久

新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会長に就任し、初めて迎える新年となり、改めて身の引き締まる思いです。

昨年は、執行部、組合員、事務局が一丸となり、悲願であった酒税法等の改正を実現し、長く続いてきた廉売に対し、大きな一石を投じた年となりました。成立後、告示「(酒類の) 公正な取引の基準」の策定が行われ、中央会としても立法趣旨に叶う実効性のある基準の実現へ向けて、様々なチャンネルから働きかけを行いました。

基準については、昨年末国税庁より案が示され ①総販売原価を下回る価格を指示の基準とすること ②事後的に提供されるリベート等は仕入価格から控除しないことが盛り込まれました。これにより、大手組織小売業者と中小零細の酒販店の価格差は合理的なものへと一歩近づき、正常な商環境が整うことが期待されます。しっかりと創意工夫をし、個性を持った店が、地域に根差し商売を続けていけるように、そんな思いで行った法改正です。施行前の過度な廉売により、安さに引き込まれていた消費者が、専門店を買う楽しさを知る一大手とは違う土俵で、違う価値が、街の酒屋の本来の魅力、得意とするところだと思えます。どんな時代においても必要とされる人と人のつながりを、日本の伝統を、酒の美味しさを、私たちが伝えていければと思います。

また、法改正のもう一つの柱として酒類販売管理研修の義務化があります。法令により義務化された国内でも数少ない研修の一つに酒類販売管理研修が加わりました。今後、全国で万単位の受講が見込まれ、全国津々浦々で酒類販売管理研修を開催する小売酒販組合の社会的地位の向上、組織の財政基盤の強化につながることを期待されます。各研修実施団体に於かれましては、これまで以上にわかりやすく充実した研修内容、講師の質が問われる事になりますので、しっかりと準備をお願いいたします。

本年はいよいよ施行の年です。十分な周知期間を経て、無事に施行、運用となるよう行政と協力してまいります。

制度を整え、組合員の皆様からの意見を頂戴し、業界と組織と社会のために、考え、行動したいと思います。一層、地域に貢献し、必要とされる組織へ—まだ我々にはできること、しなければならないことが沢山あります。

昭和 28 年より脈々と続く中央会の歴史を背負い、組合員、家族・従業員 20 万から成る中央会という組織を、皆様と共に良き方へ歩むため邁進してまいります。組合員の皆様に於かれましてはぜひ多くのご意見を、執行部や事務局にいただき、一方通行ではない、相互の関係を深め、強めていきたいと考えています。

最後になりましたが、皆様のご健勝とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。